

関 係 各 位

イランに対する輸出入禁止措置等の再開について

今般、イランからの武器及び関連物資の輸出入禁止措置を再開するため、輸入公表の一部が改正され、同年9月29日より施行されます。

なお、今般の輸入禁止措置におきましては、経過措置が設けられ、同年9月28日以前に船積み又は搭載されたものは本措置の対象とはなりません。

1. 輸入公表の改正内容

○経済産業省告示第142号（令和7年9月28日告示、一部抜粋）

二の表の第1のイランの項を次のように改める。

イラン			輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二）7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）、三の項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに四の項の中欄に掲げる貨物
-----	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 施行日以降の取扱い

（1）輸入申告時の取扱い

輸入公表の二の第1のイランの項に掲げる貨物（以下「本件貨物」という。）を輸入しようとする場合には、輸出貿易管理令（以下「輸入令」という。）に基づく輸入承認が必要となります。また、輸入令第18条第1号に基づく税関長による輸入承認は、国連安保理決議第1737号、第1747号に基づく輸入禁止措置を講じるため、本件貨物の輸入承認申請がされた場合であっても、輸入承認を行いません。

（2）施行日以前に輸入令第4条に基づく輸入の承認を取得している場合の取扱い

施行日以前に輸入令に基づく輸入承認を受けた場合であっても、施行日以降は、改正後の輸入令に基づく承認が再度必要となります。

（3）特例措置

輸入令第14条により特例措置が認められている貨物について輸入申告を行う場合、当該特例措置の該非判定につきまして、疑義が生じた場合は経済産業省に確認をお願いします。

【連絡先】

＜規制概要に係る照会＞

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課

電話番号：03-3501-0538（直通）

＜規制対象貨物の該非判定に係る照会＞

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課

電話番号：03-3501-1659（直通）

【留意事項（輸出について）】

なお、輸出貿易管理令別表第一の2の項及び4の項に規定する貨物の輸出及びその技術の提供をイラン向けに行おうとする場合には、従来通り輸出許可等を受ける義務を課すことにより、これらの輸出及び技術の提供を禁止することとします。

【税関問合せ先】
東京税関業務部

- ① 輸入手続き関係
通関総括第1部門
電話：03-3599-6337
- ② 輸入貿易管理令関係
通関総括第2部門
電話：03-3599-6338
- ③ 輸出全般
通関総括第4部門
電話：03-3599-6341